

福祉サービス第三者評価結果の公表様式〔保育所〕

① 第三者評価機関名

株式会社第三者評価機構 静岡評価調査室

② 施設・事業所情報

名称：静岡市立丸子こども園		種別：幼保連携型認定こども園	
代表者氏名：水谷 智美		定員（利用人数）： 130名（96名）	
所在地：静岡県静岡市駿河区丸子二丁目18-32			
TEL：054-259-9810		ホームページ： http://www.city.shizuoka.lg.jp	
【施設・事業所の概要】			
開設年月日 平成27年4月1日			
経営法人・設置主体（法人名等）：			
職員数	常勤職員：	14名	非常勤職員 21名
専門職員	（保育士）	26名	
	（栄養士）	0名	
	（調理師）	5名	
施設・設備 の概要	（居室数）保育室6部屋		（設備等）給食室
	部屋 ホール（支援センター兼ねる）		

③ 理念・基本方針

(1) 理念

【静岡市教育振興基本計画】

- 目指す子どもの姿 「たくましく しなやかな子ども達」
 - ・ 自己肯定感を高める子
 - ・ 夢中になって遊ぶ子
 - ・ 明るく伸び伸び生活する子
 - ・ 自分らしく表現する子
 - ・ 楽しんで関わる子

【静岡市立こども園における目指す子どもの姿】

- 「たくましく しなやかな子どもたち」

【丸子こども園 教育保育目標】

- 「丸子大好き 心も体も元気な子」

(2) 基本方針

【丸子こども園 令和5年度重点目標】

- 「もっとやりたい」「もっとこうしたい」がいっぱい

【丸子こども園 令和5年度教育保育の柱】

- 人・もの・ことに関心をもとう
- 心も体も元気になろう
- 思いを表現しよう

④施設・事業所の特徴的な取組

- 土曜保育…平日と同じく7:00～19:00まで開園し土曜保育を行っている。保護者の勤務状況等により、今年度は20人弱の家庭が利用している
- 延長保育…～19:00までの保育を実施している。その日によって多少差はあるものの、保護者の勤務状況等により必要な家庭が利用している(18:00以降利用者、今年度は10人弱)
- 一時預かり…問い合わせに副園長が対応。一時預かり専用の部屋、職員はいないため行事、職員等、園の状況に応じて受け付けている。受け入れ可能な時は、申し込んできたお子さんの月齢クラスにて保育を実施している
- 支援センター…園内の遊戯室にて毎日行われている(子ども未来課) 11:00過ぎからは乳児園庭を開放。園内の避難訓練時には支援センターに来園していた親子も一緒に参加している
- 特別支援教育…特別な支援を要する子ども達の発達、特性を踏まえてサポートプランの作成(年4回)保護者とも定期的に面談を行い、育ち、発達の共有をし共に成長を見守っている。また支援児の少人数での活動を「きりんの会」を実施し、一人一人が自己表現できる場を作っている

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和5年8月1日(契約日) ～ 令和6年2月28日(評価結果確定日)
受審回数(前回の受審時期)	1回 (平成24年度)

⑥総評

◇特に評価の高い点

(1) 地域交流の芽は、人権教育へのつながりを導き出しています

「丸子は歴史、自然に恵まれている。もっとその環境を取り入れ、地域に根差したことも園にしていきたい」との思いを園長は抱いており、今年度は、地域との連携に力を注ぎ、様々な年代の人やいろいろな職業に触れる機会を実現させています。その中で、「ありがとう」と声を掛けられる経験は、人の役に立つことへの喜びを感じられるものになると園長は考えており、人権教育との関連性も見出しています

(2) 今日の遊びを明日につなげるために、の合言葉が息づいています

「やりたいと思った時に形にしていけるように、遊びはじめの関わりを大事にしていく」「自分で削って遊べるようにする」と毎日の話合いの記録が、A4の紙に思い思いに記述されており、時にはイラストや吹き出しも加わり、見ているだけでも子どもの姿や話合っている保育者の楽しそうな姿が目に見えてきます。保育者の楽しいは、きっと保育の原動力になり、子どもに映し出されていると感じます

(3) 第三者評価受審を機に、新たな課題を見つけ動き出しています

プライバシーに関する取組や意見箱の設置場所、こども園の利用が終了した後の相談に

ついて、第三者評価の自己評価に取り組む中で、自ら課題を見出し、改善に取り掛かっています。勿論、今までも最善の方策を考え対応していることは言うまでもありませんが、その中で、「これで大丈夫?」「こういうところに気が付かなかった」と新たな視点を導き出せることは、更なる改善、質の向上に向かう原動力になると考えます

◇改善を求められる点

(1) 危機管理において様々なことを想定しての対応が求められます

危機管理における対応は、園の実情に合わせおこなわれていますが、体制を明確にする取組や、その体制を文書化して整備することに不十分さが見受けられます。災害だけに限らず、苦情対応や虐待防止に関しても今一度、現状に即したものとなるよう見直し求められます。第三者評価の受審に際して、改善への取組が進められているものもあることから、その前向きな姿勢を改善の意欲につなげることを期待します

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

丸子の特性を活かし、地域とのつながりを意識した教育・保育の取り組みや子どもの実態を捉え、園目標、重点目標の姿に近づく為に、日々保育者が行っている振り返りの取り組みを評価していただき、職員一人一人の自信と今後への意欲にも繋がります。改善の危機管理等の対応については、マニュアル、体制等を職員間で見直し、園としての対応を明確にし、職員間で共有していきたいと思えます。今回、第三者評価を受け、園運営、教育・保育について等、様々な視点から振り返り、見直し、改善に向けて取り組む機会となりました。また園長として、常にアンテナを高く、視野を広く持って、こども園を取り巻く環境や状況の変化に対応していかなければいけないと痛感しました。今後も地域に「根差したこども園」を目指して、地域と連携を図りながら、また職員全員“チーム保育”で、教育、保育に取り組んでいきたいと思えます。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果〔保育所〕

※すべての評価細目について、判断基準（a・b・cの3段階）に基づいた評価結果を表示する。

- a 評価…よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
 b 評価…aに至らない状況、多くの施設・事業所の状態、「a」に向けた取組みの余地がある状態
 c 評価…b以上の取組みとなることを期待する状態

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

保育所版共通評価基準ガイドライン

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

Ⅰ-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
Ⅰ-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	Ⅰ-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a・①・c
<p><コメント></p> <p>ランドデザイン、全体的な計画、園要覧に園の理念、基本方針が記載されており、静岡市公式ホームページにおいてはランドデザインが公開されています。年度初めには保護者向けに保育説明会をおこない、ランドデザインと保育内容の資料を配付し説明をしています。職員は、園評価による振り返りをおこない、成果と課題、改善策を導き出しているとのことですが、理念、基本方針の周知確認の取組としては不十分さが否めません</p>		

Ⅰ-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
Ⅰ-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	Ⅰ-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a・①・c
<p><コメント></p> <p>事業所が位置する地域の特徴として、兄弟の多い家庭や外国籍の世帯が増加している傾向にあることを掴んでいます。当事業所も年々、外国籍の子どもが増えてきていることから、会話の点での保護者支援が必要になってくると考えています。また、静岡市地域福祉基本計画や静岡市子ども子育て若者プランについて内容を把握しており、園の運営に反映させるようにしているとのことですが、細かな分析には及んでいません</p>		
3	Ⅰ-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組みを進めている。	②・b・c
<p><コメント></p> <p>勤務時間の違いや多くの職種の人がいる中で、会議に参加できる職員が限られており、話合いの時間を確保することに課題を抱えています。また、経験年数の少ない職員が増加傾向にあり、子どもとの関わりの中で大切にしたいことを共通理解していくためには、園運営の要となる中堅職員の育成が重要になると考えています。防犯に関する課題もありましたが、地域の協力もあり、事業所近くに防犯カメラの設置が叶っています</p>		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	㊟・b・c
<p><コメント></p> <p>中長期計画の内容は、「基本理念」「教育・保育の質の向上」「職員の資質向上」「安心・安全なこども園づくり」「家庭、地域、小学校との連携」を明記しており、事業所が目指すべき目標を明確に示しています。計画は、目標と手立て、実施回数や具体的な内容が示されており、実施状況の評価をおこなえる内容となっています。前年度の成果と課題及び改善策を明らかにした上で、次年度の計画が立てられていることは書面からも確認できます</p>		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・㊟・c
<p><コメント></p> <p>単年度の計画として、教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画、教育課程の概要、遊び改善構想、グランドデザインの備えがあり、中長期計画を踏まえた上で策定されています。中長期計画の「安心安全なこども園づくり」には、避難訓練や不審者訓練、ヒヤリハット収集、交通安全の実施の他に、建物や設備に関する修繕箇所の記載がありますが、単年度の計画においては、その内容は確認できませんでした</p>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	㊟・b・c
<p><コメント></p> <p>分掌の担当者を中心に評価と反省をおこない、時には他の職員を巻き込み、共に検討することもおこなわれています。年間計画に沿った食育の取組において前期の振り返りをした際に、「見て、触って、匂いを嗅いで」という実体験の必要性を課題から見出し、食育の会の取組内容を検討した事例があります。職員会議にて事業計画の説明をおこなっており、会議に参加できなかった職員へは、職員会議の進行責任者が確実に報告周知しています</p>		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	㊟・b・c
<p><コメント></p> <p>グランドデザインは、保護者への書面の配付とともに、保育説明会で事業計画として伝えており、更に、誰もが目に留まるように玄関や各クラスに掲示しています。また、月毎の計画を報せるものとして、園だよりとクラスだよりを保護者に渡しており、掲示板にも張り出しています。取組の内容は、ドキュメンテーションを通して見える化を図っており、子どもの活き活きとした表情や姿から、体験していることや育ちの共有が促されています</p>		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能	a・㊟・c

	している。	
<p><コメント> 「子どもがどんなことに気づいていたのか」「何を楽しんでいたのか」と、子どもの遊びについての振り返りを、毎日10分おこなっており、次の日の環境準備や関わりを導き出しています。園評価も日々の取組と同様、前期と後期の反省を基に次の計画を立てています。今後、こども園となってから初受審となる第三者評価の結果を基に、質の向上に向かう検討が進められるよう、現行のPDCAサイクルの中に位置づけることを期待します</p>		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a・⑩・c
<p><コメント> 園評価においては職員の自己評価から事業所としての評価を導き出し、課題も含め園説明に文書化しています。定例の職員会議や臨時会議を持ち、成果と課題を明らかにした上で、改善策も含め次への計画へ反映させています。話し合いの過程が重要であるとの考えから、全職員の参加を叶えるために会議は複数回おこない、加えて確実な報告をしています。第三者評価の結果も同様に、職員の参画を保障しながらの検討が進むことを望みます</p>		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a・⑩・c
<p><コメント> 職員会議では、ランドデザインと全体的な計画の概要、遊び改善構想について伝えており、園務分掌内容も配付しています。更に、留意事項を「年度初めの確認事項」として文書にまとめ、「子どものことで話しにくいことがあったら、園長、副園長から伝えることもできます。相談してください」の一文を示し、上位者が責任を持って対応に当たることが記されています。但し、有事における園長不在時の権限委任は明確に示されていません</p>		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a・⑩・c
<p><コメント> 管理職として必要な知識を得るために、メンタルヘルス、リスクマネジメントに関する研修を園長会の中で受講しています。事業所には幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説を備え、不適切保育やプライバシーについて、多様性理解・LGBTQの研修資料をファイルに収めてあります。園長には遵守すべき法令に関する正しい理解に向けた取組が求められていることから、環境への配慮も含む幅広い法令の把握が必要となります</p>		
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	⑩・b・c
<p><コメント></p>		

園長の人事評価のシートに「もっとやりたい、もっとこうしたいがっぱいの姿に近づぐために研修が実施されている」という重点目標を掲げ、職員がそれぞれの職務の中で目標に向かった取組が成されるようにしています。また、職員同士の議論が十分ではないことに課題を感じ、「子どもたちが自ら考える」を目指して保育していることを確認しながら、職員も同様であることを諭し、意見を引き出すようにしています		
13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	㊦・b・c
<p><コメント></p> <p>毎月、勤務のローテーション表を作成し、公平なシフト管理と時間外勤務時間の把握をしています。その中で、極端に時間外勤務の多い職員はいないか、業務量はどのような状況か、休憩や休暇は取得できているのか、を副園長とともに検証し職員配置を見直しています。また、毎週月曜日を「ノー残業デー」と決めており、優先順位を決めて仕事をおこなうことや、休憩時間に加え事務時間を確保して効率よく業務を進められるよう指導や助言をしています</p>		

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>人材育成については、静岡市教員育成指標に基づく研修、保育士会研修、園内研修が計画されており、学びの機会が保障されています。また、参加者が限定されている研修に関しては、本人への通知とともに、研修の進捗状況の確認もおこなっています。パートタイマー職員に関しては事業所での採用となっているため、職員が知人に声をかけたり、職員募集のポスター掲示をしています。但し、人材確保計画の策定には至っていません</p>		
15	Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>自己申告書や人事評価面談を通して、職員の意見や意向を確認しており、例えば、早遅番ファイルの活用方法や清掃分担について等、事業所内で対応できるものは、副園長とともに検討して速やかな改善を図っています。また、把握した意向については、こども園課長、係長との面談において報告しているとのことですが、事業所内で検討した上で、改善に向けた取組が成されているかの確認には至っていません</p>		
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>職員の就業状況から、事情のある場合の年休取得が優先する現状に課題を感じ、一人当たりの年次有給休暇の取得日数5日以上を目指して、平等に取得できるようシフト調整をしています。副園長やクラスリーダーが職員の相談を受けることもありますが、園長は必ず報告を受けており、職員の様子に気を配り自らも声を掛けています。職員の就業状況の改善に向けた取組が確実におこなわれるように、人員体制に関する計画への反映が望まれます</p>		

Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	㊟・b・c
<p><コメント></p> <p>人事評価制度の仕組みが確立されており、園経営に関する園長の目標と手立てを職員に周知しています。職員は、自身の目標シートに各自の役割として落とし込み、達成水準を明確に示しています。また、行動評価では、「静岡市・こども園の職員として期待する職員像」を基に目標を立てています。面談は年3回おこなっており、中間フォロー面談では、進捗状況や今後の具体的な取組、達成見込みを確認しながら助言をしています</p>		
18	Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	㊟・b・c
<p><コメント></p> <p>静岡市教員育成指標には、専門技術に必要とされる遊び指導、生活運営、子育ての支援、組織運営に関する内容が、「素養」として示されています。事業所内では、年間計画に沿った園内研修が実施されており、会議に参加できない職員に対しては研修部から報告をしており、学びの共有を図っています。また、園評価の中間評価と年度末の振り返りにおいて、園内研修の成果と課題を見出し取組の見直しをしています</p>		
19	Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a・㊟・c
<p><コメント></p> <p>正規職員と会計年度任用職員の長時間勤務者に対して、静岡市教員育成指標に基づく研修や他園の公開保育に参加する機会を保障しています。外部研修も情報を職員に届けており、特別支援関係や保育士会主催の研修、絵本講習会など、勤務時間外の研修への参加も実っています。職員の人数も多く全員の研修参加は叶わないものの、必ず報告をしたり研修時に使用した資料を掲示して、学びを共有できるようにしています</p>		
Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a・㊟・c
<p><コメント></p> <p>実習生受け入れマニュアルには、「実習生受け入れの意義」として基本姿勢が明文化されており、「こども園で教育・保育実習を行う学生のみなさんへ」において、実習で学んでほしいことを示しています。実習生のねらいや実習内容の希望をオリエンテーションで確認した上で、実習計画を立てていますが、専門職種に合わせた実習内容全般を計画的に学べるプログラムの策定には至っていません</p>		

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a・㊟・c
<p><コメント></p> <p>苦情と相談の体制は重要事項説明書にて報せており、事務室前にポスターを掲示したり、玄関と2階図書コーナーに意見箱を設置しています。第三者評価の受審に関しては手紙を配付</p>		

<p>しており、併せて利用者アンケートのお願いをしています。また、苦情や相談については、内容に配慮しながら園だよりで公表としています。学校評議員会や子育て支援センター利用者に対して、理念や基本方針、事業所でおこなっている活動を伝えています。事業所の役割を広く地域に示す必要があるため、更なる取組が進むことを期待します</p>		
22	<p>Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。</p>	a・⑩・c
<p><コメント> 事務、経理、取引に関する内容と責任者は、全体的な計画の運営組織図と園務分掌に明記しています。適正な事務処理に結ぶために、事務説明会やエスナビによる研修の受講、更には文書事務テキストを活用して対応に当たっています。スムーズな会計処理となるよう、書類関係は全てダブルチェックを厳守しており、期日までに関係課へ提出しています。社会福祉施設指導監査は毎年受けているものの、外部の専門家による監査はおこなわれていません</p>		

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
<p>Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。</p>		
23	<p>Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。</p>	a・⑩・c
<p><コメント> 地域行事のチラシを自由に取り出せるようにパンフレットスタンドを設置したり、ポスターを掲示して、保護者へ情報提供できる環境を整えています。今年度は学校評議員を通じて、地域の高齢者とのふれあいの場の情報を得たことから、年長児の「ふれあいサロン」への参加が実現されています。この機会をきっかけとして、定期的な交流へと進むことや、ふれあいの場がさらに広がることを期待します</p>		
24	<p>Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。</p>	a・⑩・c
<p><コメント> 「ボランティア・職場体験学習に参加される中学生のみなさんへ」の書面を整備しており、思う存分子どもと接して欲しいこと、子どもとの有意義な時間を過ごしてほしいことを明記しています。職場体験に関しては学校の意向に沿うこととしており、ボランティア受入れについては、登録手続、配置、事前説明の体制を整えているとのことですが、見知らぬ人を忌避する子どもへの配慮も含む十分な準備を整備する必要があります</p>		
<p>Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。</p>		
25	<p>Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。</p>	a・⑩・c
<p><コメント> 駿河区子育て支援課家庭児童相談係と情報共有し、家庭への配慮を細やかにおこなっており、母親自ら事務所に立ち寄る姿も見られ、良好な関係が構築されています。また、長田保健センターや児童相談所とも連携を図っており家庭支援を充実させています。関係機関については、子育てハンドブックや医療マップを事務室に置き、職員間で共有しているとのことですが、速やかな連携や確実な情報提供に結ぶために、関係機関のリスト化が望まれます</p>		

Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	㊦・b・c
<p><コメント></p> <p>長田子育て協議会(年6回開催)に参加する中で、当地域では多子家庭が多く、外国人世帯も増加傾向にあることを掴んでいます。現に、事業所でも一家庭を受け入れており、来年度は受け入れが増えることから、保護者とのやり取りがスムーズに進むよう、文書の翻訳や通訳のタブレットの準備に取り掛かっています。また、事業所内に子育て支援センターがあることから、母子家庭や核家族の世帯が多く、子育てに不安を抱えている実態を把握しています</p>		
27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>丸子まちづくり協議会の環境部会では、地域の竹を利用した竹粉を作っています。まちづくりの取組に貢献すべく事業所内では竹粉を活用しての堆肥づくりをおこない、野菜の栽培に活かしています。地域社会において、福祉向上に積極的な役割を果たす必要があることから、全体的な計画などへ位置づけた上で、事業所が把握した地域の福祉ニーズに伴う活動が、確実に展開されることを期待します</p>		

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>保育者は、一人ひとりの子どもを受け止め、肯定的な言葉かけを意識しており、子ども同士の関わりの中でも、「ありがとう」「ごめんね」「どうしたの」と、相手を気に掛ける姿を見かけた時には、その姿を認めるようにしています。また、静岡市福祉総務課による人権教育をおこない写真入り掲示により保護者に報せていますが、子どもの人権や性差への対応、互いに尊重する心についての事業所の方針を示す取組には至っていません</p>		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	a・㊦・c
<p><コメント></p> <p>プライベートゾーンは人に見せないことを年齢に応じて子どもに伝えています。また、子どものプライバシーを守るために、着替えの際にはカーテンを閉めたり、プールやシャワーをおこなう時は、外部からの視線に触れることがないよう動線を考えて対応しています。子どもや保護者に関する個人情報については、保育説明会の場で伝えていることから、プライバシーに関する事業所の取組も同様に保護者へ周知することが求められます</p>		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的	a・㊦・c

	に提供している。	
<p><コメント></p> <p>こども園の要覧やランドデザイン、ホームページに掲載している園の様子は、図や絵、写真を使い、見やすくわかりやすいものとなっています。「広報しずおか 静岡気分」には入園の案内が示され、保育時間も掲載していますが、静岡市のこども園・保育園・幼稚園の案内であり、当事業所を紹介するものにはなっていません。こども園要覧は、来園者に配付するように備えているとのことですので、他施設への設置が進むことを期待します</p>		
31	Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	㊟・b・c
<p><コメント></p> <p>入園に際してのオリエンテーションでは、重要事項説明書に関する同意書、すぐメールの同意書、食物アレルギー確認書の提出を求め、書面は全て保管しています。また、日本語の理解が難しい外国人の保護者に対しては、個別での対応をおこなっており、状況に応じて、多言語通訳タブレット（テレビ電話）や多言語電話通訳サービス（三者通話）を活用したり、おたよりの翻訳を国際交流課多文化共生推進係に依頼できる仕組みが整っています</p>		
32	Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	a・㊟・c
<p><コメント></p> <p>転入や転出に当たっては、「こども園における園児の指導要録の様式及び取り扱い」の規定により、保育の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書が定められています。こども園の利用が終了した後も、保護者がいつでも相談できることは口頭で伝えています。今回の第三者評価受審に当たり、「書面で報せることに由り、保護者の安心にもつながる」と、園長は考えており、文書で渡す必要性を実感していることから、確実な実施に結ぶことを期待します</p>		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	㊟・b・c
<p><コメント></p> <p>行事アンケートや利用者アンケートをとり、保護者の意見や希望を把握しています。年度初めの保育説明会の後に保護者懇談会を開催しており、保護者同士の交流とともに、保護者の意見も聴くようにしています。個人面談はクラスによって時期は様々ですが、必ず年1回の実施を保障しています。また、必要に応じて、いつでも相談できる体制を整えていることは、事前に保護者に伝えています</p>		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a・㊟・c
<p><コメント></p> <p>苦情解決の手順の定めがあり、「第三者委員（苦情解決相談委員）立ち合いに関する対応手順」も備えています。意見箱は玄関と2階の図書コーナーに設置しており、特に2階の意見箱は、職員の目に触ることなく投書が出来る環境にあることを確認しています。但し、投書件数は数えるほどに留まっていることから、苦情記入カードの配付といった申し出しやすい工夫とともに、2階の意見箱が有効に活用されるよう、周知が進む働きかけが求められます</p>		

35	Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	㊟・b・c
<p><コメント></p> <p>基本、事務室を相談室としており、面談があることは前もって職員に伝えておき、その時間は入室しないように周知徹底しています。また、内容によっては、土曜日や遅番の時間帯に面談を設定し、2階の保育室を使用して、職員や保護者の目に入らないように考慮しています。まずは保護者の相談や意見に耳を傾け、思いに寄り添い受け止めることを大切にしながら接しており、子どものことを第一に考え対応しています</p>		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a・㊟・c
<p><コメント></p> <p>苦情解決のフローチャートを基に対応しており、受け付けた内容は苦情受付簿へ記入の後、ファイルに保管しています。このフローチャートはこども園課作成のため、特に見直しはおこなっていません。相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討について、マニュアルを整備する必要があることから、フローチャートを基本にして事業所の対応を追記する必要があると考えます</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	㊟・b・c
<p><コメント></p> <p>ヒヤリハット担当者が中心となり、職員から提出されたヒヤリハットを集計し、毎月の会議で報告しています。「小さな怪我及びヒヤリハット」には、発生の状況と原因究明、及び再発予防策も明記しており、対策が万全な事が確認できます。木曜会で報告される他園の事務事業ミス発生報告シートや検証シートの内容についても、回覧や朝の打ち合わせで確認しており、事業所内のこととして受け止められるように注意を促しています</p>		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	㊟・b・c
<p><コメント></p> <p>こども園課で定めた感染症マニュアルに従い対応しており、危機管理の分掌が中心となって、実践形式の研修を計画し、対応の確認をしています。全職員が参加できるように、数回に分けて取り組んでおり、午前中の勤務時間の職員に対しては、終了時間に合わせておこなっています。保護者に対しては、感染症発生状況を玄関に掲示して知らせており、感染症が流行する前には、こども園課看護師作成のナースだよりを配付し予防法や対処法を伝えています</p>		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	㊟・b・c
<p><コメント></p> <p>緊急時対応マニュアルとして「地震・自然災害」を備えており、各係の任務内容と火元責任者を定めています。この他、土曜保育時の職務分担と平常保育時のクラス毎の役割分担も整えており、各クラスの役割分担表には、地震、火災、浸水と、災害の発生状況に応じた対応が記されています。また、当事業所は、丸子川・安倍川の洪水浸水想定区域に位置するため、警戒レベル3以上が発令された場合は、臨時休園の措置をとっています。</p>		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a・⑩・c
<p><コメント></p> <p>マニュアルはクラス会議や職員会議の場で、定期的読み合わせをおこなっています。プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢は、児童憲章や全国保育士倫理綱領に明記されており、掲示を以て職員への周知を図っています。園長は、全体的な計画をマニュアルと同様のものとして捉えており、全体的計画に沿って保育はおこなわれていますが、マニュアルに基づいた保育が実施されているか確認する仕組みについての把握には至っていません</p>		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・⑩・c
<p><コメント></p> <p>日々の保育の中では、週案に基づいた保育が展開され、自己評価を必ずおこなった上で見直しをしています。マニュアルに関してはこども園課で策定しており、見直しの時期や方法についての確認は出来ていませんが、静岡市立事故防止安全マニュアルは令和2年3月に、また、別冊 ～ケガなどの対応について～ は令和3年3月に改訂されていることを把握しています。更に、不適切な保育防止のためのマニュアルが、令和5年3月に策定されています</p>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	a・⑩・c
<p><コメント></p> <p>支援の必要な子どもに対して個別支援計画を備えており、3か月に一度の面談において、保護者や子どもの意向を確認しながら立案しています。聴き取りした内容は面談票に記録しており、保護者の確認を得ています。3歳未満児も個別の週間指導計画書及び保育日誌での対応が成され、備考欄に保護者の意向が記載されています。一人ひとりの発達を保障するために、3歳以上の子どもについても個々のニーズを指導計画に反映させることが求められます</p>		
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	⑩・b・c
<p><コメント></p> <p>指導計画については週毎、月毎に振り返りが成され、計画の見直しに結ぶ取組が継続的におこなわれています。振り返りに当たっては、子どもの発達を押さえているか、興味や関心がどこに向いているのか捉えているか、課題を把握しているかについて確認しています。また、指導計画の見直しには、保護者アンケートにより把握した保護者の意向や、学校評議員の意見を掌握し、総合的な検討が進められています</p>		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	⑩・b・c
<p><コメント></p> <p>0、1、2歳児は個別の保育日誌があり、幼児は、クラスの指導計画の中に個別対応につい</p>		

て記載しています。また、全園児の一年の記録として、年度末に園児指導要録を作成しています。記述に当たっては「園児指導要録の様式及び取り扱い」や「幼児理解に基づいた評価」を活用しており、記録内容や書き方に差異が生じないようにしています。また、指導主事による園訪問の際には、園児指導要録の内容の確認があり、必要に応じて助言を受けています

45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	㊸・b・c
----	----------------------------------	-------

＜コメント＞
 個人情報に関する書類は、施錠のできる書庫へ保管しており、カメラやSDカードも含めて管理簿への記入を徹底しています。保護者には、重要事項説明書を用いて個人情報の取扱いについて説明しており、職員には、名前も含めて園で取り扱うものは全て個人情報であることを伝えています。「この位は大丈夫だろうとは決して思わず、一人ひとりが責任を持って必ずダブルチェックで対応しよう」と、日頃から指導しています

保育所版内容評価基準ガイドライン

評価対象 A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 全体的な計画の編成		
A①	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を編成している。	㊸・b・c
<p>＜コメント＞</p> <p>静岡市振興基本方針とこども園における目指す子どもの姿を踏まえた上で、ランドデザインを作成しており、更に、園児や地域の実態を考慮しながら全体的な計画を編成しています。見直しは期ごと、年度末におこない、分掌毎に成果と課題を見出した上で検討をしています。職員会議に全職員が参加することは難しいため、会議に参加できない職員にもその内容が共有できるようにしており、みんなに関係していることだという意識の構築を図っています</p>		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A②	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	㊸・b・c
<p>＜コメント＞</p> <p>安全面への配慮として、全ての家具は転倒防止を施しており、乳児の玩具はトレットペーパーの芯を通らないものを厳選して誤飲事故防止に努めています。また、毎日の消毒の際にも、破損しているものがないか確認しています。一人ひとりの興味や発達に合わせることを基本に手作り玩具を用意しており、「子どもがほっと出来る」をキーワードに、押し入れを遊び場としたり布を活用しながら、空間作りの工夫をしています</p>		
A③	A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	㊸・b・c
<p>＜コメント＞</p> <p>常に子どもと同じ目線に立ち、スキンシップを図りながら安心して自分の気持ちを表現できるようにしています。また、子どもが慌てることなく活動できるように、一人ひとりが見通</p>		

<p>しを持てる言葉をかけ、自分でやろうとしている時は、職員間で声を掛け合い、連携を図りながら見守るようにしています。家庭環境の変化や園での気になる表れについては、職員会議で伝達し、みんなで見守る体制を整えています</p>		
A④	<p>A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>ズボンが履きやすいように腰掛ける台を用意したり、上靴の後ろに紐をつけたりして、年齢に合わせ環境を整えています。また、一人ひとりの子どもの発達を理解し、保育者が手を添えたり、一緒にゆったりしながら丁寧に関わっています。5歳児クラスには、「きもちのよいことば」「よくないことば」の掲示があり、普段の生活から意識できるよう工夫されており、子どもだけではなく、保育者も同様に関わることが出来る指標となっています</p>		
A⑤	<p>A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>常設の遊具に加え、可動式のコンテナやタイヤ、マルチパネを用意しており、子どもが遊びながら工夫して使えるようにしています。園外教育・保育活動計画においては、多くの散歩先が示されており、こども園を拠点にして目的地まで何キロあるのか明示しています。園庭のビオトープには金魚やメダカが泳いでおり、身近な生き物に触れることを通して、いたわりの気持ちを育んだり、命の大切さを学ぶ機会となっています</p>		
A⑥	<p>A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>一人一人の気持ちに寄り添い安心できる関係を築き、情緒の安定を図ることを第一に考えており、園にいる時間だけでなく、24時間を見据えて安定した生活リズムとなることに重きを置いています。そのために、家庭との連携を第一に考え対応しています。離乳食については、食品摂取表を用いて細かく家庭での状況を聞き、園の離乳食の形状も見てもらいながら、慎重に進められるようにしています</p>		
A⑦	<p>A-1-(2)-⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a・b・c
<p><コメント></p> <p>着替えや片付けは、自分でやりたい気持ちを尊重して、時間にゆとりを持ちながら見守り、難しいところはさりげなく手助けして自分でできたと思えるように関わっています。また、子どもの興味を捉えながらコーナー作りをしたり、手作りおもちゃを提供しており、自発的に遊びだせる環境を整えています。戸外では、大きい子の遊びを真似して、優しく関わってもらい、日常的な異年齢の関わりが育まれています</p>		
A⑧	<p>A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a・b・c
<p><コメント></p>		

<p>安心して生活できるよう子どもの気持ちに寄り添うことを大切にしており、遊び環境や保育者の関わりを見直し、個々の姿に合わせて適切な関わりができるようにしています。また、集団の中で自分の意見を伝えたり、友達の意見を聞いたりする経験を積み重ね、友達と協力することの楽しさや大切さを学べるようにしています。活動の振り返りの中では、子ども同士が意見を出し合い、考えたり工夫したりできる機会を持てるようにしています</p>		
A⑨	A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・⑩・c
<p><コメント> 特別支援教育・保育の計画には、年7回実施する「きりんの会」の取組が示されています。きりんの会は、開催毎に企画書が立案されており、「はさみのパッチン切りや指先を使って製作する」と具体的なねらいが立てられ、少人数での活動を保障する場となっています。今後、医療的ケア児の受入れも増えていくことが予測されることから、必要に応じて建物や設備の環境整備を進めることが求められます</p>		
A⑩	A-1-(2)-⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・⑩・c
<p><コメント> コロナ禍においては終始クラス保育の設定でいましたが、今年度は、早番と遅番保育の体制を変更し、時間帯に由り異年齢保育をおこなっています。職員間で子どもの様子を伝え合い、日中の遊びや、やりたい遊びが楽しめるよう、教材や環境を整えています。全体的な計画には、子育て支援事業として「早番・遅番・延長保育・預かり保育」の位置づけをおこなっていますが、保育者の仕事と確認事項のみの内容となっています</p>		
A⑪	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	⑨・b・c
<p><コメント> グランドデザインに学校との連携が明示されており、年間計画も整備されています。「校庭で遊ばせてもらう」ことを計画の中に位置づけており、日常の関わりとして、校庭や図書室への「ちょこっと訪問」の機会が実現されています。また、年に一度、小学校への避難訓練もおこなわれています。年長児の保護者とは12月に面談をおこなっており、小学校就学に向けて見通しが持てるよう、子どもの成長を伝えています</p>		
A-1-(3) 健康管理		
A⑫	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a・⑩・c
<p><コメント> 入園に際してのオリエンテーションでは、園児の健康に関する情報や薬の取り扱いについて知らせています。また、こども園課看護師作成のナースだよりを季節ごと発行しており、その時期の健康に関する話題や流行する疾病について伝えています。感染症の発症が見られた時は、ボードに掲示して情報を提供しています。乳幼児突然死症候群に関する情報は各クラスへのチラシの掲示に留まっていることから、保護者への確実な周知が望まれます</p>		
A⑬	A-1-(3)-② 健康診断・歯科検診の結果を保育に反映している。	a・⑩・c
<p><コメント> 歯科衛生士による歯みがき指導を年1回実施しており、年中児と年長児は毎日の歯みがきとフッ化物洗口をおこなっています。年少児は1月以降から歯磨きとうがいの練習を始めてい</p>		

<p>ます。手洗い、うがい、咳エチケットも風邪や感染予防に照らして、年齢に合わせた取組をしています。健康診断や歯科検診は毎年おこなわれることから、結果から課題を見出し、保健計画への反映があることを期待します</p>		
A14	<p>A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。</p>	a・⑩・c
<p><コメント> アレルギーや熱性けいれん、肘内障など、入園時や進級時に保護者から具体的な症状や対応について確認しています。職員間でも情報共有が図られており、対応が必要な子の一覧表を作成の上、すぐに確認できるようにしています。与薬が必要な場合は、与薬依頼票や薬の情報提供書で処方の確認をおこない、適切な対応に結んでいます。様々な症状の子どもが増加傾向にあることから、研修機会を確保し、正しい知識を身につけることを望みます</p>		
<p>A-1-(4) 食事</p>		
A15	<p>A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。</p>	⑩・b・c
<p><コメント> 伝統行事の際には、こいのぼりライス、鬼面ライス、七夕そうめんと、給食からも楽しめるようメニューの工夫がされており、例えば、クリスマスケーキは自分で飾りつけをするという楽しさを取り入れながら雰囲気を楽しむようにしています。その他、月1回の食育の会、野菜の栽培やクッキングと言った食育活動が年間計画に沿っておこなわれており、子どもの食に関する興味関心の拡がりを支えています</p>		
A16	<p>A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。</p>	a・⑩・c
<p><コメント> 前年度はコロナの影響もあり、調理員と子どもの交流の機会を設けることは出来ませんでした。コロナが5類に移行したことを機に、交流の場を設定しています。クリスマス会には調理員1名が子どもと一緒に食事をとり、カレー作り、ピーマンの試食、だしの試飲というクッキングの場での触れ合いも実現されています。今後は、提供する食事の評価と改善のために、子どもの食事の様子を見る機会が増えることを期待します</p>		

評価対象 A-2 子育て支援

		第三者評価結果
<p>A-2-(1) 家庭との緊密な連携</p>		
A17	<p>A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。</p>	⑩・b・c
<p><コメント> 年度初めには保育説明会をおこない、園目標や重点目標、クラス目標、保育の中で大切にしていきたいことを口頭で伝えており、書面も配付しています。家庭との日常的な情報交換としては、乳児は連絡ノートを紹介しておこない、幼児は、その日の子どもの様子を写真とコメントで伝えていきます。写真は様々な場面が掲載され自然体の子どもの姿が映し出されており、遊びや生活の様子が手に取るようにわかるものとなっています</p>		

A-2-(2) 保護者等の支援		
A18	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	㊟・b・c
<p><コメント></p> <p>送迎時の対応を丁寧におこない、挨拶と共に何気ない会話も大切にしています。保護者からの相談には、リアルタイムに対応することとしており、空いている部屋を活用し、他の保護者の目に入らないようにしています。相談は職員が直接受けることもあるため、必ず園長や副園長に報告するように指示しており、必要に応じて助言をする体制を整えています。面談は複数の職員でおこない、その場で即答できないことは、検討後に伝えるようにしています</p>		
A19	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a・㊟・c
<p><コメント></p> <p>児童相談所作成資料の「こども園等で園児に傷・痣を見つけた場合の対応」と「ネグレクトが疑われる児童への対応について」の資料を職員に配付し職員会議で読み合わせをしています。事業所内の対応としては、園長不在時には副園長へ、副園長不在の場合は主任へ報告することを一応のルールとしています。「状況によっては関係機関への通報をしなければならないが実例がない。両名不在の状況もない」とのことですが、対応の明確化が求められます</p>		

評価対象 A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）		
A20	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	㊟・b・c
<p><コメント></p> <p>園評価指標に基づいて、年2回自己評価に取り組んでいます。日々の振り返りを基本としており、その積み重ねの先に園評価の振り返りを位置づけています。課題を明確にすることは当然のこととしながらも、まずは成果をしっかりと認めることを大切にしています。また、子どもの思いを受け止めつつ、保育者の「やってみたい」との意欲を引き出すために、教材として必要な素材集めは、園長自ら地域に声をかけています</p>		